

## 岡山市教育委員会共催及び後援等取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体、教育関係団体その他の団体等（以下「団体」という。）が実施する事業又は行事（以下「事業等」という。）を特に奨励すべき事業として岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が共催及び後援等の名義使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体が主催する事業に対して、教育委員会がその事業の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の意を表して名義の使用を承認するとともに、事業計画段階から主体となって共同で事業を行うことをいう。
- (2) 後援 団体が主催する事業に対して、教育委員会がその事業の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。
- (3) 電子申請 岡山市が指定する電子システムへ必要事項の入力及びデータの添付をし、送信することにより共催及び後援等（以下「後援等」という。）に係る申請を行うことをいう。
- (4) 電子報告 岡山市が指定する電子システムへ必要事項の入力及びデータの添付をし、送信することにより後援等に係る承認を受けた事業等に関する実施、中止又は変更の報告を行うことをいう。

### (後援等の名義)

第3条 後援等について使用を承認する名義は「岡山市教育委員会」とする。

### (対象団体等)

第4条 後援等を承認する団体の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国及び地方公共団体並びにこれらの機関
- (2) 前号に掲げる団体の連合体又はこれらに準ずる団体

(3) 公益法人及びこれに準ずる公共性の強い団体

(4) その他次の要件のいずれをも満たす団体

ア 主催者の存在及び所在地が明確であること。

イ 規約、会則等の定めがあり、組織、組織運営、役員その他の事業関係者が明確であること。

ウ 堅実な活動実績を有する等、事業遂行の意志及び能力が十分にあると認められること。

(後援等の基準)

第5条 後援等する事業は、その目的及び内容が教育委員会の掲げる教育目標の推進又は本市教育活動の振興に寄与するもので、次の要件を満たしているものでなければならない。

(1) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められること。

(2) 特定の会員等を対象とせず、広く市民に公開され、積極的に広報を行い一般市民に参加の機会が与えられているもので、かつ参加予定者数が相当程度見込まれるもの。ただし、当該事業が次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア 公的な団体が実施する事業

イ 教育委員会が必要と認めるテーマに関する研究及び実践活動

ウ その他教育委員会の掲げる教育目標の推進に特に寄与すると認められる事業

(3) 市内の会場において開催されるものであること。ただし、当該事業が次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア 主催者が公的な団体で、広域的な規模又はこれに準じた規模で行われる場合

イ 主催者が学校教育関係者(P T A関係者を含む。)を構成員とする団体である場合

ウ 必要とされる設備等について市内の会場では対応できないため、隣接市町村の会場で開催される場合

エ 岡山市民の多数の参加が見込まれる場合

(4) 公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講ぜられていること。

(5) 入場料等を徴収する事業にあつては、その額が適正又は社会通念上低廉である等、事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する映像作品等に対し、推薦名義の使用を承認することができる。

- (1) 文部科学省選定又は文部科学省特別選定がなされたもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、国等の機関による推薦等がなされたもの。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、後援等を承認しない。

- (1) 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業
- (2) 事業等が公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるとき。
- (3) 団体の宣伝若しくは会員の勧誘を目的とするもの又はそのおそれのある事業
- (4) 営利事業又は営利的意図があると認められるもの、ただしその収益を教育事業あるいは社会福祉事業にあてる等の公益性を有するものはその限りではない。
- (5) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの、又は参加者に対して圧迫感を与えるもの
- (6) 教育委員会の名誉をき損し、又は信用を失墜する恐れがあり、教育行政の運営に支障をきたすおそれがあるもの。

(申請)

第6条 後援等を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）は、事業等の開催日の20日前の日までに電子申請を行い、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の電子申請の際には、次に掲げる書類のデータを添付しなければならない。

- (1) 規約又は会則等の組織、代表者、活動目的等の申請団体を明らかにする書類
- (2) 申請団体の活動実績を明らかにする書類
- (3) 事業の企画書、開催要項等、事業目的及び事業計画を示す書類
- (4) 事業の収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号に掲げる書類について、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その添付を省略させることができる。

- (1) 前項第1号に掲げる書類 第4条第1号に掲げる団体又は同条第2号から第4号

までに掲げる団体であつて、当該書類に記載すべき内容が社会通念上明白な団体若しくは団体の現在事項に関する資料が教育委員会において在置されている団体

(2) 前項第2号に掲げる書類 第4条第1号から第4条第3号に掲げる団体又は当該書類に記載すべき内容が社会通念上明白な団体若しくは団体の現在事項に関する資料が教育委員会において在置されている団体

(3) 前項第4号に掲げる書類 第4条第1号に掲げる団体

4 電子申請をすることができないやむを得ない事情があるときは、申請団体は、事業等の開催日の20日前の日までに後援等申請書(様式第1号又は様式第1号の2。以下「申請書」という。)を提出することによって電子申請に代えることができる。この場合において、第2項に掲げる書類については、その原本(教育委員会が認める場合はその写し)を申請書に添付するものとする。

(承認)

第7条 教育委員会は、申請を受け付けてから2週間以内に、電子申請に係る電子システムに承認又は不承認事項を登録するものとする。

2 申請団体に対する後援等の承認又は不承認の通知は、前項の規定による登録をもってこれに代えるものとし、当該登録をしたときに当該申請団体へ通知が到達したものとみなす。

3 前条第4項の規定による申請書の提出があつた場合は、前2項の規定にかかわらず、教育委員会は申請団体に文書で承認又は不承認について通知するものとする。

(条件)

第8条 教育委員会は必要があると認めるときは、後援等の承認に際し、条件を付すことができる。

(後援等の取消し等)

第9条 教育委員会は、後援等の承認後に、第5条第3項の規定に該当する事実が認められるとき、又はその他不適當な行為があつたと認めるときは、後援等を取消すものとする。

2 事業実施後に第5条第3項の規定に該当したことが認められたとき、又はその他不適當な行為があつたと認めるときは、以後その団体に対する後援等を承認しないものとする。

る。

(報告)

第10条 主催者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに電子報告を行わなければならない。ただし、電子報告ができないやむを得ない事情がある場合は、電子報告に代えて、実施報告書(様式第2号)の提出によることができる。

(1) 後援等の承認を受けた後に事業を中止し、又は事業内容等を変更する場合

(2) 教育委員会が、事業の実施報告を求めた場合

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援等の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

この要綱は、令和6年2月26日から施行し、令和6年2月1日から適用する。